



2023年1月13日

各位

会社名 株式会社ジャステック
代表者の役職名 代表取締役社長執行役員 村中 英俊
(コード番号 9717 東証プライム)
問い合わせ先 総務人事部長 倉橋 忍
TEL 03-3446-0295 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月13日開催の取締役会において、2023年2月22日開催予定の第52回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、変更案定款第10条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに合わせて現行定款第9条の規定の表現を一部変更するものであります。

(2) 将来的な株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席することができるよう、株主総会の活性化、効率化、円滑化につながることから、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款の一部を変更するものであります。

ただし、株主総会の開催方式を実際に決定するにあたっては、株主の皆様の権利の保障を最優先とし、当社および株主の皆様の状況を踏まえ、慎重な検討を行い取締役会の決議により決定いたします。

また、当社が場所の定めのない株主総会の開催を決定する場合は、2021年6月16日に施行された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律、会社法および会社法施行規則に従い、株主の皆様がご出席いただく際に必要な手続き、ご質問の方法および議決権の行使方法その他の必要な事項も併せて定めたく、招集通知において当該事項を株主の皆様へお知らせいたします。また、株主の皆様によるご質問の提出とそれに対する回答の在り方については、従来と同様に株主の皆様の権利が尊重されるよう、対応措置を検討のうえ、適切に対応いたします。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会の電子提供制度が導入されることとなりましたので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるので、これを削除するものであります。

④上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<p>第1条～第8条 (条文省略) (单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設) <p>(新設)</p>	<p>第1条～第8条 (現行どおり) (单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利 <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p>
<p>第10条～第11条 (条文省略) (株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>	<p>第11条～第12条 (現行のとおり) (株主総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2 <u>当会社は、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第14条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 16 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略) (新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 17 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第2条 1 変更後定款第 16 条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023 年2月末日までの日を株主総会とする株主総会については、現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2023 年 2 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日：2023 年 2 月 22 日 (予定)

以上